

令和3年1月8日

保護者各位

上市町教育委員会

児童生徒等や学校関係者の感染による臨時休業と  
家庭内での感染者等の発生時の対応について(Ⅲ－第1報)

あけましておめでとうございます。

昨年末から、新型コロナウイルス感染症の新規感染者の急激な増加が報じられています。また、変異したウイルスの存在もあり、その感染力の強さも伝えられているところです。

また、家庭内の感染の広がりや近県の小学校でのクラスターも聞こえてきています。国として、学校の一斉休業はないとの情報もありますが、児童生徒等やご家族の方の感染が判明した場合には、その状況に応じて、下記のとおりの対応をとることになりますので、ご了解いただきたいと思います。

なお、感染防止のため、引き続き、マスクの着用・手洗いやうがいの励行・換気の徹底などに努めていきましょう。

記

(1)学校の臨時休業について

児童生徒等に感染が判明した場合には、厚生センターや学校医の助言等を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合には、その感染が広がっている恐れの範囲に応じて、学級、学年又は学校全体の臨時休業について判断します。

(2)児童生徒等の同居する親族が濃厚接触者として特定された場合

この場合は、児童生徒等が無症状であっても、その親族のPCR検査結果が判明するまでは出席停止となります。また、その親族が発症し、再度PCR検査を行う場合には、その結果が判明するまで改めて出席停止となります。

(3)同居する親族等に陽性反応が出た場合

この場合は、児童生徒等が濃厚接触者となり、PCR検査を行うことになり、厚生センター等の指示があつた期間が、出席停止となります。